資料 9 その他のコード改正案の概要

資料9

その他のコード改正案

資料9

利用者ガイド

- 陸生コードの利用方法についてのガイド
- 陸生コードの基準は「病原体の早期発見、通報 及び管理並びに動物及び動物産品の国際貿易 を通じたそのまん延を予防する措置を設定する 場合に、加盟国獣医当局によって利用されるも のとする(should be used)」と規定
- 第1部から第15部までの説明を記載

資料9

第6.10章 動物に対する抗菌性物質の使用による抗菌剤耐性のリスク分析

- 目的:動物に抗菌性物質を使用することにより生じる耐性の 進展に関連した人及び動物に対する衛生リスクを評価及び管 理するための、透明性の高い、客観的で科学的に正当な方 法を提示すること。
- 「人間以外の物に対する抗菌剤使用に関する食品媒介性 抗菌剤耐性の課題(注:食品中の耐性菌の人の衛生に対す るリスク評価)に関する指針は、コーデックス委員会の食品媒 介性抗菌剤耐性リスク分析ガイドラインが適用される」と規定
- ◆ 人の衛生に対するリスク分析及び動物衛生に対するリスク 分析で考慮すべき事項を追加、修正又は削除

資料9

第8.X章 ブルセラ・アボルタス、メリテンシス 及びスイスの感染症

- 「第11.2章 牛ブルセラ病」「第14.1章 山羊及び緬羊のブルセラ病」及び「第15.3章 豚ブルセラ病」を統合し、一本化
- 動物種ごとに清浄国・地域・群の要件を規定

	ワクチン非接種 清浄国・地域	ワクチン接種 清浄国・地域	清浄国・ 地域	ワクチン非接種 清浄群	ワクチン接種 清浄群	清浄群
ウシ科動物	0	0		0	0	
緬山羊	0	0		0	0	
ラクダ科動物			0	0		
シカ科動物			0	0		
豚						0

資料9

第X.X章 流行性出血病ウイルス感染症

- イバラキ病が、これに含まれる(流行性出血病ウイルス2型)。
- 同じくヌカカが媒介するブルータングのコードをひ な形として作成
- ●季節性清浄地域(ヌカカの発生がない季節のみ 清浄地域として扱う地域)の条件及びそこ由来の 動物・畜産物等の輸入条件を削除